

地さんぽ

利用案内だソウ！

働く人の“こころ”と“からだ”の健康を**無料**でサポートします。



独立行政法人労働者健康安全機構 大分産業保健総合支援センター

〒870-0046 大分市荷揚町3番1号 いちご・みらい信金ビル6階

TEL 097-573-8070 FAX 097-573-8074

MAIL info@oitas.johas.go.jp URL <https://oitas.johas.go.jp/>



小規模事業場向けサービス

労働者数 50 人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

健康診断の結果について 医師からの意見聴取

- 健康診断で異常の所見があった労働者に関して、健康を保持するために必要な措置について医師から意見を聴くことができます。

ストレスチェックに係る高ストレス者や 長時間労働者に対する面接指導

- 時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行っています。

労働者の健康管理(メンタル ヘルスを含む)に係る相談

- 健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行っています。
- メンタルヘルス不調を感じている労働者や事業者に対して、医師または保健師が相談・指導を行っています。

個別訪問による 産業保健指導の実施

- 医師や保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行っています。



地さんぼの利用には事前の申込みが必要です。

- 総括産業医（企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医）がいる小規模事業場は支援対象外となります。
- 利用は、1 事業場あたり 2 回まで、労働者 1 人あたり 2 回までとし、継続的な相談等や医療行為を必要とする場合などについては、適切な外部機関を紹介するなど、一次的な相談として実施しています。



疑問に答えるゾウ！

Q： どうして**無料**なの？

A： 地さんぽは労働安全衛生法第 19 条の 3（国の援助）に基づいた事業だから、みんなが地さんぽを利用した費用は国が負担しているんだゾウ。しかも、各地域の医師会が協力してくれているから安心して利用できるゾウ。

Q： どうやって**利用**するの？

A： 次ページの「利用申込書」に必要事項を記入して、下表の利用する事業場を管轄する地さんぽにメールあるいは FAX するだけだから簡単だゾウ。

もし記入方法がわからない場合は**平日の 10 時から 15 時**に電話で問い合わせるんだゾウ！

ただし、地さんぽの担当者は常勤ではないので、電話が繋がらない場合があるゾウ。その際は、担当者が翌勤務日に折り返し連絡するから、安心して待っていて欲しいゾウ！

名 称	対 象 地 域	所 在 地	電 話 ・ FAX ・ メール
大分県 中 部	大分市、別府市、杵築市、 由布市、国東市、速見郡 日出町、東国東郡姫島村	大分市大字宮崎 1332-1 大分市医師会立アルメイダ 病院独身寮 105 号室	電話 070-2153-0811 FAX 097-502-4461 メール tyu-bu@oitas.johas.go.jp
大 分 県 北	中津市、宇佐市、豊後高田市	中津市大字永添 2110-8 中津市医師会内	電話 070-2153-0812 FAX 0979-24-1486 メール kenhoku@oitas.johas.go.jp
県 南	佐伯市、臼杵市、津久見市	佐伯市鶴谷町 1-7-28 佐伯市医師会内	電話 070-2153-0813 FAX 0972-24-1660 メール kennan@oitas.johas.go.jp
日 田 玖 珠	日田市、玖珠郡玖珠町、 玖珠郡九重町	日田市清水町 803-1 日田市医師会内	電話 070-2153-0814 FAX 0973-24-7080 メール hitakusu@oitas.johas.go.jp
豊 肥	竹田市、豊後大野市	豊後大野市三重町 百枝 1086-12 豊後大野市医師会内	電話 070-2153-0815 FAX 0974-22-6149 メール ho-hi@oitas.johas.go.jp

健康相談・面接指導 利用申込書

申 込 者		1 事業者	2 個人事業者	3 個人事業者等への注文者	4 労働者
事業場	事業場名				
	所在地	〒			
	労働者数	(男： 人)(女： 人)(計： 人)			
	事業内容				
	代表者	職名： 氏名：			
	担当者※1	職名： 氏名： 電話： FAX：			
企業の情報※2	企業名() 本社の有無(有・無) 労働者数(人) 産業医数(人) うち 総括産業医(有・無)※3				
相談内容 (希望するものに○)		1 健康相談(脳・心臓疾患リスク者保健指導) (対象者 名) 2 健康相談(メンタルヘルス不調者相談・指導) (対象者 名) 3 健康相談(ストレスチェック相談・指導) (対象者 名) 4 健康相談(その他) (対象者 名) 5 健康診断の結果についての医師の意見聴取 (対象者 名) 6 長時間労働者に対する面接指導 (対象者 名) 7 高ストレス者に対する面接指導 (対象者 名) 8 その他() (対象者 名)			
事業場訪問※4		1 希望する 2 希望しない			
地さんぽの利用		1 新規(直近2年間利用無) 2 それ以外			
その他連絡事項等					

※1 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名を記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。
 ※2 申込事業場が企業の支店、営業所、工場等の場合、当該企業の情報を記入してください。
 なお、本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。(平成31年度から適用)
 ※3 「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。
 ※4 希望する場合、保健師等が事業場を訪問し、労働者の健康相談、その他産業保健に関する相談等を行います。
 ※ 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。
 ※ 副業・兼業に関する相談は様式地1-2を使用してください。

※ 下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。

	チェック欄	
	はい	いいえ
1 全項目に漏れなく記入しています。	☐	☐
2 事業場は50人未満です。	☐	☐
3 当社の総括産業医は居ません。	☐	☐
4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。	☐	☐
5 本事業の実施に必要な個人情報等の提供について同意します。	☐	☐
6 「健康相談結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「健康相談結果の取得について事業場から労働者に、当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法、及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」	☐	☐
7 (個人事業者、注文者のみ確認) 労災保険に加入している又は特別加入をしている。	☐	☐
8 上記に相違ありません。	☐	☐